

【自営業、役員、親族経営の方や、雇用形態や会社の規定で育児休業を取得できない方等で、出生したお子さんの預け先を探す期間として特例的に補助金の交付を希望する方へ】

以下に該当する場合は通常の育児休業は取得できません。

みなし育児休業を申請(注1)するか、産後休業終了日の翌日までに復職した場合は補助対象になります。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業を取得できない場合

1. 自営業、役員、親族経営の方等
2. 雇用形態や会社の規定で育児休業を取得できない方等

(注1) 上のお子さんが、下のお子さんの産前休業開始日より前に入園・転園していない場合はみなし育児休業の対象外です。

●みなし育児休業を申請する場合

・制度概要

育児・介護休業法に基づく育児休業の適用を受けられない自営業、業務委託等の個人事業主やパート・アルバイト等の方が、出生したお子さんの預け先を探す期間として特例的に補助金の交付を受けることができる制度です(ただし、上のお子さんが下のお子さんの産前休業開始日より前に入園・転園していることが条件です)。

出産後お休みされる場合の特例預かり期間は、育児のための休業とみなします。(みなし育児休業)

※令和8年8月分より、施行開始です。

・特例期間

出生したお子さんが 満1歳を迎える月が属する年度末(3月31日)までの期間。

・復職期限

- (1)みなし育児休業期間中に入園する場合 →入園月の翌月 1 日まで
- (2)満 1 歳をむかえる年度の翌年度 4 月 1 日に入園する場合 →5 月 1 日まで
- (3)みなし育児休業期間中に 入園しない場合 →満 1 歳を迎える月が属する年度末の翌日(4 月 1 日)まで

※復職期限までに復職しない場合、補助金は交付対象外となります。

※みなし育児休業に該当する可能性のある方は、補助金申請前に一度、下記番号までお問い合わせください。

お問い合わせ先

中野区 子ども教育部

保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係

03-3228-5681(平日 8 時 30 分～17 時)